

# 令和7年度 認可保育所・認定こども園等の入所申請について

【申請期間】 令和6年10月10日(木)～令和6年10月25日(金)

※土・日・祝日のほか、令和6年10月23日(水)は申請できません。

【申請対象者】 令和7年4月からの入所を希望する児童

※令和7年2月1日までに出生予定のお子さんの申請も可能です。出生前に利用調整を行い、仮内定が受けられるようにするものです(内定であり決定ではありません。)\*母子手帳の出産予定日が記載されたページのコピーを忘れずに添付してください。

\*出生前仮受付用の申請書の記入例を参照してください。

※転園を希望する場合や、1号認定(+新2号)の方が2号認定での利用を希望する場合は、必ず上記の期間中に申請してください(R6.10/28以降の申請はできません。)\*転園申請や1号認定で利用中の方は2号認定で利用する場合の申請は、一次申請期間のみ申請可能です(R6.10/28以降の申請はできませんので、十分ご注意ください。)

※他市町村の施設への入所を希望する方は、早めに入所申請書を提出してください。\*他市町村の施設を希望する場合は、決定時期が遅くなります。また、希望の施設に入所できなかった場合は、三次調整となる場合があります。

※転入の方は、R7.3/31(月)までに転入届をすることを条件に転入前仮申請を受け付けます。子育て支援課に転入後の住所等をR7.4/2(水)までに届出いただくことで本申請とします。

1 書類の配布 配布期間：令和6年9月17日(火)～令和6年10月9日(水)

配布場所：第1希望の保育所・認定こども園・小規模保育事業所

または米沢市健康福祉部子育て支援課(米沢市役所1階14番窓口)  
(市外の施設を希望する方は米沢市役所から受け取ってください。)

2 申請方法 米沢市役所の窓口に来庁し申請してください。

※米沢市に転入予定の方のみ郵送(簡易書留)での手続きを可とします。

※書類の不備や記入漏れなどがある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※提出書類に不備があった場合で、11/8(金)までに不備が解消しない場合は二次申請扱いとなります。

2-1 来庁による申請(完全予約制です。)

受付場所：米沢市役所3階301会議室

受付可能日：令和6年10月10日(木)～令和6年10月25日(金)の開庁日

(開庁日：月曜日から金曜日。令和6年10月23日(水)は受付できません。)

受付可能時間帯：9:00、9:30、10:00、10:30、11:00、14:00、14:30、15:00、15:30、16:00(いずれも受付開始時間で、1人約30分を予定しています。)

【予約方法】

・右のQRコードもしくは、米沢市ホームページへアクセスし、「米沢市電子申請サービス」で予約してください(QRコードは米沢市のHPにアクセスされます。\*「米沢市ホームページ」へアクセス⇒「子育て」⇒「預ける・集まる・遊ぶ」⇒「保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業」⇒「入所するには」⇒「2・3号認定(R7.4月入所)認可保育所・認定こども園等の入所申請について」)。

・令和6年9月17日0時0分から予約入力ができます。・来庁希望日の4日前までに予約してください。

・原則、インターネットで予約をお願いします。どうしてもできない場合のみ子育て支援課支援担当にお電話ください。(電話0238-22-5111内線3702～3705)

・申請書等はすべて記入のうえ、来庁ください。

・予約可能人数：各時間とも3人まで(1日最大30人まで)

・予約日当日は、予約時間の5分前までにお越しください。

・受付時間は、児童1人につき約30分かかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

・きょうだい分を同時に申請する場合は、児童1人につき1枠を予約してください。

※2人分の申請をする場合は連続した2枠を予約してください。

・予約をキャンセルする場合は、子育て支援課支援担当にご連絡ください。

・当日、予約時間に遅刻した場合は、キャンセルとみなします。

・入所希望児童に病気や障がいがある場合や、発達など健康状態に心配がある場合は、必ずお子さんと一緒にご来庁ください。

また、診断書の提出を求められることがありますので、早めの日程のご予約をお願いします。



2-2 米沢市に転入予定の方のみ郵送申請可(簡易書留で送付してください)

書類の送付先：〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号

米沢市役所子育て支援課支援担当 あて

提出期間：令和6年10月10日(木)～令和6年10月25日(金) 必着

### 3 入所申請に必要な書類等 \*詳しくは、しおりをご覧ください。

- ・ 子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申請書 (児童1人につき1枚)
- ・ 保育を必要とする理由を証明する書類 (就労証明書等) (児童1人につき1枚ずつ (父・母それぞれ))
- ・ マイナンバー申告書 (児童1人につき1枚) (転入の方は、世帯全員分のマイナンバーの申告が必要となります)
- ・ 来庁者の身分証 (運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの)
- ・ 出生前仮申請をする場合は、母子手帳の出産予定日がわかるページの写しも添付してください。
- ・ その他 添付書類 (\*しおりを確認ください。)
- ・ 生計が同一で住民票が異なる兄弟がいる場合は、別途届出が必要ですのでお申し出ください。

### 4 入所調整について

- 希望園に必ず入園できるものではないことをご理解ください。
- **第3希望園まで記入した場合**  
第1希望園が入所できない場合、第2希望園・第3希望園と順に希望園を調整します。  
第3希望園まですべて入所できない場合、他に入所可能な施設があればご紹介します。
- **第2希望園まで記入した場合 (第3希望を記入しなかった場合)**  
第1希望園と第2希望園が入所できない場合は、保留となります (他の施設の紹介はいたしません。)
- **第1希望園のみ記入した場合 (第2希望・第3希望を記入しなかった場合)**  
第1希望園に入所できない場合は、保留となります (他の施設の紹介はいたしません。)
- 第1希望園・第2希望園・第3希望園のいずれかに決定した場合は、文書でお知らせします (電話での連絡は行いません。)
- きょうだい同時に申請する場合、きょうだいと同じ施設に入所できない場合もありますのでご理解ください。

### 5 入所結果について

- **入所が決定した場合**  
給付認定決定通知書のほかに、入所承諾書または内定通知書を送付します。  
※令和6年10月25日までに申請が完了した方には、令和6年12月27日頃に郵送で結果をお知らせします。  
結果の通知前にお問い合わせいただいても、入所結果をお伝えできませんのでご了承ください。  
認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、決定した施設に内定通知書を持参し、施設と利用契約をしてください。
- **入所保留になった場合**  
給付認定決定通知書と入所保留通知書を送付します。  
※入所保留となった場合、二次利用調整、三次利用調整で調整をするとともに、令和8年3月入所分まで入所調整を行います。  
※調整が不要になった場合は、速やかに取り下げの手続きをしてください。

### 6 令和6年10月28日以降の新規入所申請について

令和6年10月28日以降に新規入所申請をした場合のスケジュールは次のとおりです。(一次申請の余剰枠で調整いたします。)

(令和6年10月28日以降は、新規入所申請のみ申請可能です。転園申請等(1号から2号への変更を含む)はできませんのでご注意ください。)

#### ●二次申請

令和6年10月28日(月)～令和6年12月16日(月)申請分 ⇒ 令和7年1月末頃に結果をお知らせします。

※提出書類に不備があった場合で、令和7年1月7日(火)までに不備が解消しない場合は、三次申請扱いとなります。

#### ●三次申請

令和6年12月17日(火)～令和7年2月5日(水)申請分 ⇒ 令和7年3月中旬頃に結果をお知らせします。

### 6 保育料決定通知書

※保育料決定通知書は、入所後、令和7年4月上旬に送付予定です。

※保育料は、原則、父母の市民税所得割額をもとに決定します。年齢・認定区分によって保育料が異なります。

### 7 その他

#### 転園申請をした場合

転園ができなかった場合は、転園申請の取り下げ願を提出のうえ、現在利用中の施設を継続して利用していただくこととなります。

#### 1号認定(+新2号)で利用中の方が、2号認定での利用申請をした場合

※新2号・新3号認定を受けて利用中の場合は、入所申請と同時に「給付認定取消届」を提出してください。

(2号での利用が決定した際の手続きに使用させていただきます。)

※保留になった場合は、令和8年3月入所分まで入所調整を行います。

2号認定での利用が決定するまでは1号認定のまま、継続して利用することができます。

入所申請に関して、ご不明な点やご相談等がありましたら、子育て支援課支援担当にご連絡ください。

電話：0238-22-5111 (内線3702～3705)

★不備等があった場合、連絡させていただく場合がありますので、市役所の電話番号の登録をお願いします。